

令和6年度・令和7年度期 第1回犬山市青少年問題協議会及び  
犬山市青少年センター運営協議会 要項

と き 令和6年6月5日(水)  
午前10時00分～午前11時30分  
ところ 犬山市役所2階 201会議室

- 1 委嘱状伝達(市長より)
- 2 委員及び事務局自己紹介
- 3 犬山市青少年問題協議会及び犬山市青少年センター運営協議会の役割について
  - ・犬山市青少年問題協議会のこれまでの取組について
  - ・犬山市青少年センター運営協議会のこれまでの取組について
  - ・犬山市青少年健全育成市民会議について
- 4 会長・副会長の選任について  
会長( ) 副会長( )
- 5 令和6年度期・令和7年度期の取組について
  - (1) 協議テーマについて
  - (2) 3分間スピーチについて
  - (3) 今後の開催期日について
- 6 令和6年度犬山市青少年センター連絡会議について
  - ・日 時 7月10日(水) 午後2時00分～午後3時30分
  - ・場 所 南部公民館 講堂
  - ・内 容 ①青少年健全育成推進委員の委嘱  
②青少年センターの概要説明  
③研修:「教育支援センターの役割」  
講師:犬山市教育委員会 学校教育課 山田敦貴 統括主査
  - ・出席者 犬山市青少年センター運営協議会委員11名(犬山市青少年問題協議会委員)  
犬山市青少年健全育成推進委員56名(犬山保護区保護司15名、  
民生児童委員11名、犬山市小中学校PTA会長14名、  
市内小中高等学校生徒指導主事・担当者16名)
- 7 その他
  - ・令和6年度犬山市青少年健全育成市民会議総会の報告について(事務局)
  - ・犬山市青少年健全育成市民会議への報告について( 委員)
  - ・次回の3分間スピーチについて( 委員)

次回開催予定 8月 日( ) 時から  
会場 市役所 階 会議室

※候補日 8月20日(火) 22日(木) 23日(金)  
201 201 201

《配付資料等》

- 1 委嘱状
- 2 第1回犬山市青少年問題協議会要項
- 3 委員名簿
- 4 地方青少年問題協議会法
- 5 犬山市青少年問題協議会条例
- 6 犬山市青少年センター設置及び運営に関する規則
- 7 犬山市青少年問題協議会の概要

令和6年度・令和7年度期

犬山市青少年問題協議会委員及び青少年センター運営協議会委員名簿

(任期 令和6年5月1日～令和8年4月30日)

	役職	氏名	所属
1		佐々由高	ボーイスカウト、ガールスカウト 犬山連絡協議会
2		野口和敬	犬山市小中学校校長会
3		松本里美	(特) シェイクハンズ
4		渋谷 壘	犬山警察署生活安全課長
5		増田修治	犬山市議会議員
6		柳好(よしみ)	犬山市社会福祉協議会
7		田島奈生美	犬山市子供会育成連絡協議会
8		深見公子	犬山保護区保護司会
9		吉野龍	青年代表
10		長 篤 貴 栄	主任児童委員
11		ミナタニ アキ (南谷 亜紀)	犬山市民活動団体「犬てつ」

事務局	大黒 澄子	文化推進課 課長
	星野 弘之	文化推進課 課長補佐
	梅村 淳	犬山青少年センター所長
	角村 利恵	犬山青少年センター相談員

地方青少年問題協議会法

発令 : 昭和28年7月25日法律第83号

最終改正 : 平成25年6月14日号外法律第44号

改正内容 : 平成25年6月14日号外法律第44号[平成26年4月1日]

○地方青少年問題協議会法

[昭和二十八年七月二十五日法律第八十三号]

[総理・法務・大蔵・文部・厚生・農林・労働大臣署名]

青少年問題協議会設置法をここに公布する。

地方青少年問題協議会法

(設置)

第一条 都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会(特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。)(以下「地方青少年問題協議会」と総称する。)を置くことができる。

(所掌事務)

第二条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。
  - 二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。
- 2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第三条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

(相互の連絡)

第四条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

(経費)

第五条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

(条例への委任)

第六条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則 [昭和三二年六月一日法律第一五八号抄]

(施行期日)

- 1 この法律は、昭和三十二年八月一日から施行する。

附 則 [昭和三三年五月一〇日法律第一四四号]

この法律は、昭和三十三年七月一日から施行する。

附 則〔昭和三十七年四月一六日法律第七七号抄〕  
(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

附 則〔昭和四一年三月三十一日法律第一六号抄〕  
(施行期日)

- 1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附 則〔昭和四三年六月一五日法律第九九号抄〕  
(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

附 則〔昭和五八年一二月二日法律第八〇号抄〕  
(施行期日)

- 1 この法律は、総務庁設置法（昭和五十八年法律第七十九号）の施行の日〔昭和五九年七月一日〕から施行する。

〔経過措置〕

- 6 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めることができる。

附 則〔平成十一年七月一六日法律第一〇二号抄〕  
(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日〔平成一三年一月六日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一～五 〔略〕

六 青少年問題審議会

七～五十八 〔略〕

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則〔平成二五年六月一四日法律第四四号抄〕  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 第一条〔中略〕の規定 平成二十六年四月一日

三 〔略〕

(政令への委任)

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

○犬山市青少年問題協議会条例

昭和29年12月27日条例第48号

改正

平成12年12月25日条例第62号

平成25年3月29日条例第17号

平成25年12月26日条例第56号

犬山市青少年問題協議会条例

(設置)

第1条 地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号。以下「法」という。)に基づき、犬山市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 協議会は委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 議会の議員
- (2) 学校教育の関係者
- (3) 社会教育の関係者
- (4) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (5) 青少年の健全育成に資する活動を行う者
- (6) 学識経験のある者

3 前項の委員の任期は2年とする。ただし、再任することができる。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長1人及び副会長1人を置き委員の互選によってこれを定める。

2 会長は協議会の会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し会長に事故があるときはその職務を代理する。

(専門委員)

第4条 協議会は専門の事項を調査するため必要があるときは専門委員を置くことができる。

2 専門委員は関係行政機関の職員及び学識経験がある者のうちから会長が任命又は委嘱する。

(幹事及び書記)

第5条 協議会に幹事及び書記若干人を置くことができる。

2 幹事及び書記は関係行政機関の職員及び本法第2条第1項第1号に掲げる事項に関し学識経験がある者のうちから会長が任命する。

3 幹事は協議会の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する。

4 書記は庶務に従事する。

(委任)

第6条 この条例に定めるものを除くほか協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年12月25日条例第62号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成25年3月29日条例第17号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(犬山市の特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 犬山市の特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第17号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成25年12月26日条例第56号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

## 犬山市青少年センターの設置及び運営に関する規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、犬山市青少年センター（以下「青少年センター」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 青少年の非行を防止するとともに、社会生活を営む上で困難を有する青少年を支援し、その健全な育成を図るため、青少年センターを犬山市大字犬山字東畑36番地に設置する。

### (業務)

第3条 青少年センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 青少年の相談に関すること。
- (2) 青少年を取り巻く有害環境の浄化に関すること。
- (3) 青少年の非行の防止に関すること。
- (4) 青少年の指導に関すること。
- (5) 関係機関との連携及び協力に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、青少年の健全な育成に必要な事項に関すること。

### (開館時間及び休業日)

第4条 青少年センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 青少年センターの休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで

3 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず開館時間及び休業日を変更することができる。

### (職員)

第5条 青少年センターに、所長その他必要な職員を置く。

### (運営協議会)

第6条 青少年センターの運営を円滑に行うため、犬山市附属機関設置条例(平成29年条例第36号)第2条の規定に基づく犬山市青少年センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)の委員は、犬山市青少年問題協議会条例(昭和29年条例第48号)に定める犬山市青少年問題協議会の委員をもって充て、定例に会議を開催する。

### (会長及び副会長)

第7条 運営協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

- 3 会長は、運営協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第8条 運営協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が在任しないときの会議は、教育委員会が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(青少年健全育成推進員)

第9条 青少年を取り巻く有害環境の発見及び青少年の街頭指導を行うため、犬山市青少年健全育成推進員(以下「推進員」という。)を置く。

- 2 推進員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 保護司

(2) 主任児童委員

(3) P T A連絡協議会の委員

(4) 小学校、中学校及び高等学校の生徒指導担当者

- 3 推進員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。
- 4 推進員が欠けた場合における補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 推進員は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(推進員証)

第10条 推進員は、街頭指導を行うときは、犬山市青少年健全育成推進員証(様式第1)を携帯し、請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 推進員は、有害環境の発見及び街頭指導を行ったときは、活動日報(様式第2)及び指導票(様式第3)を所長に提出するものとする。

(関係書類の整備)

第11条 職員は、青少年相談簿(様式第4)を備え、青少年の相談の概要を記録しなければならない。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。



# 犬山市青少年問題協議会の概要

## 犬山市青少年問題協議会

目的：青少年を取り巻く諸課題について協議し、2年毎に市に対して報告をする。

会議：隔月に開催（年6回程、偶数月に開催）

構成：議員、学校教育関係者、社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、青少年の健全育成に資する活動を行う者、学識経験のある者（11名）

### 兼任

## 犬山市青少年センター運営協議会

目的：青少年センターの業務計画の策定及び運営に関して適切な指導助言を行う。

構成：青少年問題協議会委員が兼務  
○青少年健全育成推進員（保護司・主任児童委員・小中学校PTA会長・小中高校生徒指導主事、生徒指導担当）を委嘱

市への提言を受け、平成19年に設立設置された

## 犬山市青少年健全育成市民会議

目的：犬山おあしす（あいさつ）運動を推進

役員会議：隔月に開催（年6回奇数月に開催）

構成団体：各地域コミュニティ、保護司会、民生委員児童委員協議会、婦人会、子供会、PTA、市民活動支援センター、小中高等学校、青年会議所、更生保護女性会、少年補導委員会、ボーイ・ガールスカウト、ライオンズクラブ、ロータリークラブ、スポ少等

## 犬山市青少年センターの活動

- 青少年に係るいじめや非行、家庭内暴力、虐待、ひきこもりなどの悩み相談
- 青少年の非行防止活動
- 有害環境調査
- 犬山市青少年問題協議会、犬山市青少年健全育成市民会議、二十歳の集い実行委員会等の事務局
- 犬山市青少年センター連絡会議の開催
- 庁内各機関との連携

○青少年健全育成をめざす関係団体や関係機関との連携活動

- ・犬山少年補導委員会との合同非行防止啓発キャンペーンの実施
- ・青少年健全育成講演会の開催
- ・青少年健全育成のための研修会の開催